

春日井市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベスト（石綿又は石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物をいう。以下同じ。）の飛散による市民の健康障害を予防し、生活環境の保全を図るため、建築物の所有者又は管理者が行う分析調査事業及びアスベスト除去等事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）の定めによるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者等)

第2条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、市内に存する建築物（国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）とする。ただし、共同住宅で区分所有の建築物にあつては、共同住宅管理組合等において補助対象事業を行うことが承認されているものに限る。

2 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象建築物の所有者又は管理者で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象建築物の固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
- (2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 過去に補助対象建築物と同一敷地内に存する他の建築物について、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、前条の補助対象建築物の所有者又は管理者が当該建築物について実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 分析調査事業（「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通達）により示された分析方法を標準として実施する建築物の壁、柱、天井等に吹き付けアスベスト等が施工されている恐れのある建材に係るアスベストの含有の有無を分析により調査する事業をいう。）
- (2) アスベスト除去等事業（建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの除去、封じ込め又は囲い込みの措置（以下「除去等」という。）を行う事業をいう。）

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は、次の表のとおりとする。

事業	補助対象経費	補助金額
分析調査事業	補助対象建築物について、分析調査事業に要する経費で分析による調査を実施する機関（以下「分析機関」という。）に対して支払う費用	補助対象経費の額。ただし、250,000円を限度とする。
アスベスト除去等事業	補助対象建築物について、アスベスト除去等事業に要する経費でアスベストの除去等を行う施工業者（以下「施工者」という。）に対して支払う費用	補助対象経費の3分の2以内の額。ただし、1,800,000円を限度とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5条 分析調査事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、春日井市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、事業を実施する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象建築物の登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所有者又は管理者が分かる書類
- (2) 確認済証、検査済証等の写しその他申請に係る補助対象建築物の建築年月日及び用途が分かる書類
- (3) 分析調査事業に係る対象経費の見積書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 アスベスト除去等事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、春日井市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（アスベスト除去等事業）補助金交付申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添付して、事業を実施する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象建築物の壁、柱、天井等にアスベストが吹き付けられていることを証する書類
- (2) 前項第1号から第2号までに掲げる書類
- (3) アスベスト除去等事業に係る対象経費の見積書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条各項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、春日井市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付決定通知書（第3号様式）又は春日井市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（事業の実施）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定の通知

を受けた日から、分析調査事業にあつては30日以内に、アスベスト除去等事業にあつては90日以内に事業を完了しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

2 前項の取下げは、春日井市民間建築物吹付けアスベスト対策事業取下げ届(第5号様式)によるものとする。

(変更交付申請等)

第9条 補助事業者が補助金の交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、春日井市民間建築物吹付けアスベスト対策事業(分析調査事業)補助金変更交付申請書(第6号様式)又は春日井市民間建築物吹付けアスベスト対策事業(アスベスト除去等事業)補助金変更交付申請書(第7号様式)に当該変更の内容を証する書類を添付して、変更事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

2 第6条の規定は、前項の規定による変更の申請について準用する。

(着手の届出)

第10条 補助事業者は、分析調査事業及びアスベスト除去等事業に着手したときは、速やかに春日井市民間建築物吹付けアスベスト対策事業着手届(第8号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に届け出なければならない。

- (1) 請負契約書の写し
- (2) 着手箇所ごとの着手前の写真
- (3) 着手の状態が確認できる写真

(完了実績報告等)

第11条 補助事業者は、分析調査事業が完了したときは、春日井市民間建築物吹付けアスベスト対策事業(分析調査事業)完了実績報告書(第9号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 分析機関が発行した分析調査結果報告書
- (2) 分析機関からの領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、アスベスト除去等事業が完了したときは、春日井市民間建築物吹付けアスベスト対策事業(アスベスト除去等事業)完了実績報告書(第10号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 施工者が発行したアスベスト除却等結果報告書
- (2) アスベストの除去等に要する費用に係る施工者からの領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項の報告は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の通知決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、市長が適当と認める場合は、この限りでない。

(事業期間の延長)

第12条 補助事業者は、第7条に定める期間内に事業が完了しない場合には、春日井市民間建築物吹付けアスベスト対策事業期間延長届（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、第11条の報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、春日井市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金確定通知書（第12号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、前条による補助金の額の確定後、速やかに春日井市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）補助金交付請求書（第13号様式）又は春日井市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（アスベスト除去等事業）補助金交付請求書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の請求書に基づき、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(地位の承継)

第15条 事業の完了前に補助事業者が死亡した場合において、当該補助事業者の承継人が継続して事業を行う意思があるときは、その地位を承継することができる。

2 補助事業者が補助対象建築物を譲渡したときは、その譲受人は、当該補助事業の地位の承継をすることができる。

3 前2項の規定により地位の承継を受けようとする者は、春日井市民間建築物吹付けアスベスト対策事業承継届（第15号様式）に地位の承継をする者であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま

又は所要の訂正をして使用することがある。